

V. 建築士会の選択に対するアドバイス

様々な団体に対してアドバイスをしている立場から言うと、最も大切なことは、「公益一流、一般二流」的なイメージ先行の価値観に惑わされず、団体の目的や活動内容・将来の動向を踏まえて検討することである。

1. 建築士会のミッション、目的、存在意義は何か

組織はすべからく人と社会をより良いものにするために存在する。すなわちミッションがあり、目的があり、存在理由がある。

建築士会のミッション、目的、存在意義は何か。この根本的問いを明確にし、定義することによっておのずから答えは出てくる。

組織形態はこのミッションを達成するための道具であり最も使い勝手のいいものを選ぶべきである。

ここからは、建築士会ということだけでなく、会員による会費を主要財源として運営を行っている社団法人全般に対する私の理解を前提として論を進めていく。

そもそも会員組織の社団法人は何のために存在するのか。

- ① 第一目的として会員のために存在し、その事業を通して結果として公益に寄与していく。
- ② 第一目的として公益事業を行うために存在し、その結果として又は副次的に会員の利益に寄与していく。

存在意義としては上の二つが考えられるが、ここが公益認定法人を選択するか、一般認可法人を選択するかの決定的要素ではないか。すなわち、

- ① であれば、共益主体であり、一般認可法人
 - ② であれば公益主体であり、公益認定法人
- を選択をするということになる。

①のケースで公益認定法人を選択した場合、常に公益目的事業比率50%以上のチェックを受け、この基準を満たしていないとすれば共益の事業にあえて公益の衣をかぶせていく必要がある。

共益のベクトルを公益のベクトルに矯正していくことには毎年の事業運営のうえで大変なエネルギーの浪費がされていくのではないか。

2. 新制度の実地運用はこれから

新制度の実地運用はこれからであり、新しい制度が始まる時は運用が進む中で、立法担当者すら想像しなかった欠陥や期待はずれが顕在化してくることが往々にしてある。

たとえば平成13年に法人格のない組織（同窓会や同好会、業界団体等）に対して法人化の道を容易にし、法的安定性を得やすくするため中間法人が制度化された。

しかし税制上の手当てがされなかったことから、立法趣旨に反して期待された法人格のない組織の法人化は進まず、かえって想定もされていなかった証券化スキーム等に専ら利用された。中間法人は新制度のもとで自動的に一般社団法人に衣替えすることになり、中間法人制度は廃止されることとなった。

ことほどさように、新制度はまさにこれから実地運用される訳であり、予想外の事が露呈してくる可能性がある。

今回の制度改革では、一般社団法人から公益社団法人への移行は認定要件さえ満たせば良いということになるが、公益社団法人から一般社団法人への移行は、IV.でも述べた様に、公益認定の取消しをされると1ヶ月以内に公益目的取得財産残額は他の公益法人等へ贈与することを強制され、基幹財産が実質的に没収されることになり、法人の事業継続が困難になると思われる。

今回の様な新しい制度のもとでは、移行に関して確信が得られないということであれば、状況を見ていくという融通の効く対応をとることも適切な判断と言ってよいのではないか。

VI. おわりに

今回の公益法人制度改革は平成18年の公益法人改革三法の国会承認、平成19年4月の国の公益認定等委員会発足、そして平成20年12月1日の法令施行と進んできたものであるが、平成20年初頭から公益2階、一般1階論が流布され、公益が格上で一般が格下というイメージが形成されたことが、移行判断を混乱させている一因と思われる。

しかし詳細な法令やガイドライン等が明らかになってわかってきた事は、決して公益が上で一般が下ということではないということである。要はそれぞれの法人にとって一番適合する形態を選択するべきである。

たとえば、ユニフォーム論とでもいうべきか。

スポーツには、それぞれに適した機能的にも美的にも洗練されたユニフォー

ムがある。野球には野球の、剣道には剣道の、アメフトにはアメフトの、それぞれに一番適合したユニフォームがあり、不適切なユニフォームを選択した場合には無用のエネルギーの浪費や、命にかかわる事故の原因にもなる。

やはり安全かつ最高のパフォーマンスを得るためにはその競技に最も適したユニフォームが必要である。

ことに今回の制度改革では公益のユニフォームを選択した場合、実際論として一般のユニフォームへの変更は困難と思われる。

もし公益のユニフォームが不適切な選択であった場合、将来の会員がその重荷を無期限に背負っていくことになり、この選択の正否が組織の将来を左右する可能性が高く、事は重大である。「子孫に美田を残さず」どころか「子孫に大きな負の遺産を残す」ということになりかねないのではないか。

繰り返しになるが、建築士会のミッション、目的、存在意義は何か最も重要であると思う。上記V.は会員組織の社団法人全般に対する私の理解を前提としたものであり、建築士会の個別論としては、会員・役員の先生方によりこの根本的問いに対する解を明確にしていく必要があると思われる。

この小論が今後の議論を深めるきっかけになれば幸いである。

VII. 追記

次の質問がありましたので、回答します。

Q1 一般社団法人に移行すると税金が課せられるというが、長野県建築士会の場合、概ねどのくらいになるのか？

- A (1) 受取利息の源泉税（受取利息額の20%）が公益法人では免除となりますが、一般法人は原則どおり負担する必要があります。
(2) 役員等の変更登記に要する登録免許税が公益法人の場合は免除になります。

その外にも差異が生じるものがあるかもしれません。長野県建築士会の税負担状況を確認しておりませんので、上記(1)、(2)が差異の全てを網羅しているかは不明です。

Q2 現在の会計では、公益事業比率が25%程度である。公益社団法人になるためには、収益事業である証紙販売や会館経営を切り離さなければならな

いと考えられるが、その可否は？

- A (1) 可能と考える。ただし事業内容の大きな変更のため定款の変更が必要となり、主務官庁の許可が必要となる。
- (2) 不動産事業を切り離すとすると不動産取得税、登録免許税等の移転コストを検討する必要がある。
- (3) 建築士会を公益法人たる法人と不動産事業等の非公益事業を行う法人に分離する場合は両法人の役員の兼務制限（1/3 以下）がある。
- (4) 一般論として、法人を分離すれば、2つの法人ということになり、それぞれに組織形成、事業運営、予算決算等が必要になるため事務規模が増大する。

Q3 会員の減少や建築士自体の減少といった今後予測される状況変化についてどのように認識しておけばよいか？

- A 組織が縮小しても、一般的には法人維持事務のコストは固定費的傾向が強く、それほど減少しない。したがって、公益比率の維持は困難になっていく可能性がある。